

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費補助金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者		
事業開始年度	昭和22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	家庭福祉課			大隈 俊弥		
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第2項 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第2項			関係する計画、通知等	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)					
主要政策・施策	少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行う。 ・実施主体 : 都道府県 ・補助率 : 5/10									
実施方法	補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求				
	予算の状況	当初予算	1,201	1,190	1,221	1,238				
		補正予算	-	-	14	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計	1,201	1,190	1,235	1,238	0				
	執行額	1,145	1,142	1,134						
執行率(%)	95%	96%	92%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
			成果実績	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-			
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
	DV被害者など、要保護女子等の收容保護を実施するために、適切に予算を執行すること。	執行率(執行額/予算額)		実績	百万円	1,145	1,142	1,134		
				目標値	百万円	1,201	1,190	1,235	1,238	
				達成度	%	95.3%	96%	91.8%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	入所人員				活動実績	人	934	909	929	
					当初見込み	人	854	854	845	845
単位当たりコスト	算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位あたりコスト=X/Y			単位当たりコスト	円	1,226,104	1,256,125	1,220,195	1,464,615	
	X:「当該年度執行額(円)」 Y:「当該年度入所人員数」			計算式	X/Y	1,145,180,846/934	1,141,817,910/909	1,133,560,775/929	1,237,600,000/845	

平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	人件費	742		
	管理費	206		
	事業費	290		
計	1,238	0		

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業の目的は、売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、DV被害者等の收容保護に必要な経費を負担するものであり、DV被害者等の身体・生命に関わる重要な施策であることから、国が負担する必要がある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助すると規定されており、また、DV被害者等の收容保護に必要な経費であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから重要性が高く、国が実施すべき事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、DV被害者等の保護に必要な経費であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助するものであり、適正なものである。			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	婦人保護に要する必要な経費を補助するものであり、国として妥当な水準を設定している。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	売春防止法に基づき、国「5/10」、都道府県「5/10」を補助するものであり合理的なものである。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、婦人保護施設の運営に必要な経費を限定している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-			
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	平成26年度において予算額1,235百万に対して、実績額が1,134百万であり、執行率が約92%であることから、ほぼ見込みどおりとなっている。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成26年度において、当初見込み845人に対して、入所人員が929人であることから、ほぼ見込みどおりとなっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	婦人保護事業費補助金は、売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行うものである。婦人相談所運営費負担金や婦人保護事業費負担金とは事業内容、費目、使途が異なっており、適切な役割分担がなされている。			
	所管府省・部局名	事業番号		事業名		
	雇用均等・児童家庭局	680		婦人相談所運営費負担金		
	雇用均等・児童家庭局	681		婦人保護事業費負担金		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、人身取引対策行動計画に基づき、都道府県が、要保護女子等の婦人保護施設への收容保護及び、DV被害者の保護等に要する費用を補助するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は、平成24年度 95.3%、平成25年度 96.0%、平成26年度 91.9%と高い割合で推移しており、また入所人員においても、平成24年度934人、平成25年度909人、平成26年度929人という実績があり、今後も要保護女子等の保護を継続するために、保護等に要する経費を補助する本事業を平成27年度以降も引き続き実施していく必要がある。				
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	396	平成23年度	355	平成24年度	303	
平成25年度	664	平成26年度	668			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

1,134百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、補助金等の確定等 〕

【補助】

A. 都道府県(47か所)

1,134百万円

〔 婦人保護施設への支弁 〕

【支弁】

婦人保護施設(97か所)

1,134百万円

〔 婦人保護施設の運営事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京都			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	事務費	婦人保護施設の人件費及び管理費	189			
	民間施設給与等改善費	民間施設における定期昇給費用等	31			
	事業費	食料費、光熱水費、消耗品費等	51			
	心理療法担当職員雇上職員の費用	心理療法担当職員の費用	8			
	同伴児童対応指導員雇上費	暴力被害者に同伴する児童に対して指導を行う職員の費用	8			
	夜間警備体制強化加算	夜間警備体制強化のための警備員の費用	5			
	施設機能強化推進費	施設経験者等を招へいし、講話、座談会を実施する費用	2			
	計		294	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等	294	-	-
2	大阪府	〃	99	-	-
3	愛知県	〃	68	-	-
4	福岡県	〃	66	-	-
5	兵庫県	〃	61	-	-
6	神奈川県	〃	56	-	-
7	千葉県	〃	45	-	-
8	沖縄県	〃	38	-	-
9	三重県	〃	36	-	-
10	岩手県	〃	36	-	-